

前澤ホールディングス株式会社
コーポレートガバナンス基本方針

(2026年6月1日版)

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)
- 第3条 (パーパスおよび行動規範)
- 第4条 (コーポレートガバナンス体制の全体像)
- 第5条 (内部統制)
- 第6条 (内部通報)

第2章 取締役会、監査等委員会、会計監査人等

- 第7条 (取締役会)
- 第8条 (監査等委員会)
- 第9条 (会計監査人)
- 第10条 (経営会議)
- 第11条 (取締役会と監査等委員会の構成)
- 第12条 (社外取締役の要件)
- 第13条 (指名諮問委員会および報酬諮問委員会)
- 第14条 (取締役の選解任)
- 第15条 (取締役の報酬)
- 第16条 (取締役の兼職)
- 第17条 (取締役会の実効性評価)
- 第18条 (情報入手体制)
- 第19条 (トレーニング体制)
- 第20条 (関連当事者取引)

第3章 中期経営計画等

- 第21条 (中期経営計画)
- 第22条 (資本政策)

第4章 株主等ステークホルダーとの協働

- 第23条 (対話促進体制)
- 第24条 (株主の権利行使への担保)
- 第25条 (適切な情報開示と透明性の確保)
- 第26条 (買収防衛策)
- 第27条 (政策保有株式)
- 第28条 (社会・環境問題等)
- 第29条 (多様性の確保)

第1章 総則

（目的）

第1条 本基本方針は、当社のパーパスおよび行動規範、ならびに組織、機関、規程に共通する考え方を示し、当社のコーポレートガバナンスの基本的事項を定める。

2. 本基本方針は、当社が、株主をはじめとする顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと協働して経済的、社会的責任を果たし、もって当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的とする。

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

第2条 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、業務執行の迅速で果敢な意思決定を可能とする体制（攻めのガバナンス）と透明で公正な意思決定を担保する体制（守りのガバナンス）をバランスよく構築していくことにあり、コーポレートガバナンス・コードを適切に運用することが、当社の望ましいコーポレートガバナンス体制の構築に資するとの基本方針に立ち、ステークホルダーとの対話等により経済的、社会的支持を得ながら、より良いコーポレートガバナンス体制をたえず追求していくものとする。（3-1 ii）

（パーパスおよび行動規範）

第3条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社の目指すべき方向性を示すパーパスおよび行動規範を掲げ、社内イントラネットへの掲載等により広く浸透する体制を構築する。また、取締役および執行役員が先頭に立ち、ステークホルダーとの協働の必要性和経営理念等を尊重する企業風土の醸成に努める。（2、2-1、2-2、2-2①、3-1 i、4-1）

<パーパス>

「世界がどんなに変わろうと、水の安心は私たちが変えない。」

気候が変わり、まちが変わり、人々の暮らしが変わっても。

水の流れをつなぎ、水の流れて社会を支え続ける、その使命は変わりません。

上水道、下水道をはじめ、水循環のあらゆる領域を担う私たちの技術を、時代に合わせて進化させながら、人々の幸せ、変わらない安心を支え続ける。

それが、私たちの誇りであり、未来への約束です。

<行動規範>

（法令の遵守・尊重）

私たちは、法令および当社グループが定めた社内諸規程を遵守し、社会的規範を尊重した良識ある行動をすることにより、社会からの信頼に応えるよう努めます。

（人権の尊重）

私たちは、当社グループに関わるすべての人々の人権を尊重しなければならないことを理解し、人権の尊重に取り組みます。

（お客様の信頼獲得）

私たちは、お客様のニーズに応える品質・性能を有する製品・サービスを提供するため、「現場

に行き、現物を見て、現実を知る。」（三現主義）に基づき、お客様の声に真摯に耳を傾けます。
（ステークホルダーとのコミュニケーション）

私たちは、すべてのステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、ステークホルダーからの信頼を獲得するため、必要な企業情報を適時・適切に開示します。

（反社会的勢力との対峙）

私たちは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し、一切の関係を持ちません。

（情報の管理）

私たちは、お客様および当社グループの役員・従業員に関する個人情報を厳重に取り扱い、情報流出や不正利用のないよう、厳正な管理を行います。

（環境への配慮）

私たちは、環境に配慮した企業活動を行い、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくすよう努め、省資源・省エネルギーを徹底し、環境と経済が調和したサステナブルな社会の実現に寄与します。

（地域との共存）

私たちは、地域の健全な発展と快適で安全な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域社会との共存を目指します。

（役員・従業員の就業環境整備）

私たちは、役員・従業員の多様性・人格・個性を尊重し、それぞれの能力・活力を発揮できる、安全で働きやすい職場環境をつくり、自律型人材の育成を目指します。

（取引先との相互発展）

私たちは、公正なルールに則った円滑な意思疎通により、取引先との信頼関係の構築に努め、相互の発展をはかります。

（株主・資金提供者の理解と支持）

私たちは、公正かつ透明性の高い企業経営により、株主や事業資金の提供者から理解と支持を得られるよう努めます。

（政治・行政との健全な関係）

私たちは、政治・行政との間で健全かつ透明性の高い関係を常に維持し、不当な癒着や公正さを欠く活動を行いません。

（違反への対処）

私たちは、行動規範に反する事態が発生したときは、速やかに問題解決にあたり、原因究明・再発防止に努めます。

（コーポレートガバナンス体制の全体像）

第4条 当社は、監査等委員会設置会社とし、取締役会を構成する取締役により経営および監督を行うものとする。また、取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うことを可能とするため、執行役員制度を導入する。なお、当社は、コーポレートガバナンス体制について、株主総会招集通知および有価証券報告書を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。

2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役および取締役会において選定した取締役で構成される指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、取締役の選解任および報酬に関する方針（ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含む。）・手続きの適正な実行状況に

関する事項等について、独立性を担保した指名諮問委員会および報酬諮問委員会が取締役会に勧告する体制とし、取締役会がこれらの意見を尊重して審議を進めることで、透明で公正な経営の意思決定を担保する。(3-1 iii iv、4-3①、4-7、4-10、4-10①)

(内部統制)

第5条 当社は、内部統制システムの適切な運用が、当社の中長期的な企業価値の向上に資するとの認識のもと、内部統制システムの基本方針により、業務の効率性および有効性を確保し、財務報告の信頼性確保およびコンプライアンスの徹底を図り、内部統制評価活動において把握した問題点の改善活動、フォローアップ状況の確認を行うとともに、子会社内部統制評価活動の執行状況をモニタリングする体制を構築する。なお、当社は、内部統制システムの基本方針について、株主総会招集通知を当社 WEB サイトに掲載することにより開示する。(4-3)

2. 当社は、社長および監査等委員会の指揮命令に従い監査業務を行う組織として内部監査部を設置し、その活動について監査等委員会が監督する体制とすることで監査対象部門からの独立性を確保しつつ、内部監査機能を経営の効率化に活用できる体制とする。なお、社長と監査等委員会の指揮命令が反する場合は、監査等委員会の指揮命令を優先する。

3. 内部監査部は、内部統制システムの運用状況について継続的に改善提案およびフォローアップを実行するとともに、内部統制システムの適切な運用に寄与する。

(3-2② iii、4-3④、4-13③)

(内部通報)

第6条 当社は、内部通報運用規程を定め、経営陣からの独立性が確保された内部通報窓口を社外に設置する。社外の内部通報窓口には、内部通報制度に相当程度の知見を有する法律事務所(顧問弁護士事務所を除く。)または民間専門機関を指定するものとし、制度の適切な運用により経営上のリスク情報を早期に把握する機会を確保する。

2. 内部通報制度の調査に従事する者は、原則として一定の講習を受けた企業倫理担当者、監査等委員および必要に応じて弁護士等の専門家とする。また、内部通報運用規程において、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを明示的に禁止する。(2-5、2-5①)

第2章 取締役会、監査等委員会、会計監査人等

(取締役会)

第7条 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。(4、4-5)

2. 取締役会は、法令、定款または取締役会規則に定めのある重要事項を決定するとともに、執行状況について報告を受け、経営状況の監督を行う。また、組織規程その他の規程により取締役および執行役員など、各機関の役割を定める。(4、4-1①、4-2)

3. 取締役会は、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項、重要性および性質等により取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当社の業務執行に関する決定を、取締役会において定めた基準に基づき、執行取締役に委任することができる。

4. 当社は、取締役会の審議活性化のため、年間開催スケジュールの設定により開催頻度を適切

に設定するほか、取締役会事務局と連携して予定議案の連絡および資料の事前配付を徹底し、審議時間の確保を含めた審議の充実を図る体制を確保する。また、取締役会において、議長が、取締役に発言を促すなど、発言の機会を積極的に確保する。(4-12、4-12① i ii iii iv v)

(監査等委員会)

第8条 監査等委員会は、独立の機関として当社の健全で持続的な成長を担保するため、高い専門性を有する、弁護士その他法律に関する知見のある者、公認会計士その他会計に関する知見のある者、または企業経営の知見を有する実務者等により過半数を構成し、取締役会で各監査等委員が積極的に意見を述べ、審議に参加する体制とする。また、監査等委員会は、原則として常勤の監査等委員を1名以上選任し、業務を執行する取締役（以下「業務執行取締役」という。）や執行役員と常時意見交換できる体制とするほか、取締役会に加え、経営会議などの重要な会議にも出席して意見を述べる。(3-2② iii、4-4、4-4①、4-11、4-13、4-13③)

2. 監査等委員会は、会計監査人の独立性および職務の遂行が適正に行われる体制を確保するため、会計監査人が内部監査部や社外取締役と連携できる体制を構築し、会計監査人と監査計画および監査実施状況に関する情報共有を定期的に行うほか、会計監査人の監査に適宜立ち会うなど連携する。また、会計監査人を評価するための基準を定め、独立性および専門性の有無とともに、策定した基準の充足状況についても確認する。(3-2① i ii、3-2② iii)

3. 監査等委員会は、同委員会監査の実効性を一層高めることを目的として、業務執行取締役らの指揮命令系統から独立した監査等委員会事務局を設ける。同事務局は、監査等委員および同委員会の活動の補佐業務を担う。

(会計監査人)

第9条 当社は、高品質な監査を可能とするため、会計監査人と協議のうえ、適切な監査日程を設定するとともに、会計監査人と社長との間で定期的な面談を実施する体制とし、会計監査人の求めに応じて、取締役、執行役員および内部監査部との間に面談を設定する。また、会計監査人から不正に関する対応を求められた場合は、監査等委員会により、独自に調査委員会の設置が可能な体制とする。(3-2、3-2② i ii iv)

(経営会議)

第10条 当社は、法令により取締役会における決議事項とすることが定められている事項ならびに重要性および性質等により取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項の取締役会への上程の決定および取締役会において定めた基準により代表取締役社長ら業務執行取締役に委任されている個別具体的な業務執行の決定に際し、経営会議において慎重に審議する。この場合、次のとおり経営判断原則が適用される状況を確保しなければならない。

(1) 事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）に不注意な誤りがなく、合理性を欠いていないこと。

(2) 合理的な事実認識に基づく意思決定過程および内容が明らかに（著しく）不合理でないこと。(4-1①)

(取締役会と監査等委員会の構成)

第11条 当社は、取締役を12名以内とし、そのうち監査等委員である取締役は6名以内とすることを

定款に定めており、中期経営計画を達成するため、事業環境や事業特性などに応じて策定する経営戦略に照らして取締役会・監査等委員会の効果的・効率的な運営が可能な員数を維持するとともに、自らが備えるべきスキル（管理、営業、製造および研究開発その他経営に関する知識、経験および能力）に沿うよう、性別、職歴、国籍、年齢を問わず、多様性のある人材をバランスよく配置することを基本方針とする。（4-11、4-11①）

2. 当社は、利益相反関係の監督等、コーポレートガバナンスに関する知見により経営監督機能の実効性を確保することを目的として、取締役会を構成する取締役員数の3分の1以上を社外取締役とする。（4-3、4-6、4-7、4-8）

3. 当社は、自らが備えるべきスキルを特定し、取締役会や経営会議を構成する取締役などの知識、経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスなどを用いて体系的に把握するように努める。なお、当社は、スキル・マトリックスについて、株主総会招集通知を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。（4-11①）

（社外取締役の要件）

第12条 当社は、選任する社外取締役全員について、東京証券取引所の定める独立性要件のほか、更なる独立性を確保するため独自の独立役員認定基準を定め、そのいずれも満たすことを求める。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく高い専門性を求め、弁護士および公認会計士を各1名以上確保し、その他企業経営の知見を有する実務者等を若干名選任するよう努める。（4-9、4-11、4-11①）

（指名諮問委員会および報酬諮問委員会）

第13条 指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、社外取締役を議長として定期的に開催し、構成員の過半数が社外取締役の委員会とすることで独立性を担保する。指名諮問委員会および報酬諮問委員会が必要と認めるときは取締役または執行役員を委員会に招致することができる。自由闊達な意見の交換により取りまとめられた結果については、取締役会に勧告する形で提供され、取締役会の透明で公正な経営の意思決定に寄与する。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会に事務局を設置し、社外取締役の要請により、業務執行取締役、執行役員などの経営陣との連絡および調整、連携を随時可能とする。（4-8①②、4-10①）

（取締役の選解任）

第14条 当社は、取締役の選解任においては、中期経営計画を達成する経営戦略実行のために自らが備えるべきとしたスキルとのバランスや、多様性、業績等の評価結果を踏まえ、あらかじめ定める選任の基準を満たす人材の中から指名諮問委員会へ人事案を諮問するものとし、客観的な評価を踏まえることで透明で公正な決定手続きを担保する。なお、当社は、取締役の個々の選任について、株主総会招集通知に選任の理由を記載することで説明を行うものとし、株主総会招集通知を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。（3-1 iv v、4-3、4-3①、4-11、4-11①）

（取締役の報酬）

第15条 当社は、報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定した取締役報酬制度に従い、取締役の報酬として、株主総会から委任された範囲で基本報酬および単年度業績に連動した業績連動

報酬（賞与）を支払うとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、業績と連動する株式報酬を支払う。ただし、社外取締役その他の業務執行を行わない取締役への報酬は、経営監督機能の実効性の観点から、基本報酬のみとする。なお、当社は、取締役の報酬の決定方針について、株主総会招集通知を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。（3-1iii、4-2、4-2①）

2. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会から委任された範囲で監査等委員会の協議により決定し、基本報酬のみとする。

（取締役の兼職）

第16条 当社は、取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うことを可能とするため、執行役員制度を導入しており、取締役が業務に専念できる体制の確保に努める。また、取締役は、他の法人等の役員等を兼職する場合には、取締役会への出席に支障のない範囲に留めることとする。なお、当社は、兼職および取締役会への出席の状況について、株主総会招集通知を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。（4-11②）

（取締役会の実効性評価）

第17条 当社は、取締役会の活動および取締役の自己評価を得るために取締役会の実効性評価アンケート等を実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。なお、当社は、結果の概要について、コーポレートガバナンス報告書により開示する。（4-11、4-11③）

（情報入手体制）

第18条 当社は自社の関連する部門に対して取締役が情報の提供を要請することができる体制とするとともに、取締役会事務局、経営会議事務局、指名諮問委員会および報酬諮問委員会事務局等を通じて調査を行うことができる体制とする。また、取締役が、外部の専門家に対して助言を求める場合は、その費用について当社が負担する体制とする。（4-13、4-13①、4-13②、4-13③）

（トレーニング体制）

第19条 当社は、取締役および執行役員への就任時、在任中を問わず、加盟する外部団体等が主催する経営、監督、監査に関する研修会への参加を促し、在任期間中も積極的な知識習得の機会を継続して提供する。また、社外取締役に対しては、専門的見地の有効な活用に資するため、拠点の見学を実施するなど、組織の理解に有用な会社事業等に関する情報を積極的に提供する。（4-14、4-14①、4-14②）

（関連当事者取引）

第20条 当社は、取締役、または取締役が実質的に支配する法人その他主要株主等との競業取引または利益相反取引については、当社に不利益を生じることのないよう取締役会において十分な検討および決議を行うとともに、取引に関して社外取締役を中心として取締役会が監督する体制とする。なお、当社は、関連当事者取引の概要について、株主総会招集通知や有価証券報告書を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。（1-7）

第3章 中期経営計画等

（中期経営計画）

第21条 取締役会は、自由闊達な意見交換を経て経営計画を制定し、取締役および執行役員等により具体化に向けた議論を行い、経営戦略を反映した中期経営計画を策定する。また、執行役員制度を活用して効率的に業務執行を行うことで中期経営計画の実現に向けて最善の努力を行う。なお、当社は、中期経営計画について、当社WEBサイトに掲載することにより開示するほか、決算説明会を通じてステークホルダーに説明する。（3-1 i、4、4-1、4-1②、4-2②、5-2）

2. 当社は、中期経営計画を達成するための経営戦略の策定および環境整備（資本コストを利用した事業ポートフォリオの設計、設備投資・知的財産、研究開発投資・人材投資等の経営戦略策定と環境整備を含む。）を継続して行う。また、リスクや不確定な要素を把握するため、気候変動をはじめとする様々なリスク要因が当社の収益構造に与える影響について捕捉し、これらの負の影響を抑えるためリスクマネジメント体制を充実させるよう努める。これらの影響により中期経営計画の変更を要することとなるときは、取締役および執行役員が、変更の事情および内容について、決算説明会または株主総会等、適切な手段を通じてステークホルダーに対して説明する。（3-1③、4-1②、5-2、5-2①）

3. 当社は、中期経営計画が未達に終わった場合には、その原因や当社が行った対応の内容を十分に分析し、取締役および執行役員が、決算説明会または株主総会など、適切な手段を通じてステークホルダーに対して説明するとともに、その分析を次期以降の事業計画に反映する。

（4-1②）

4. 当社は、中期経営計画などへの取組み実績を踏まえ、新たな中期経営計画の達成にふさわしい人材を、次期社長の候補者とする。取締役会は、あらかじめ定めた後継者育成計画に従い人材を育成し、社長の選定の基準、取締役の自己評価および指名諮問委員会の勧告を参考にすることで、次期社長の透明で公正な選定手続きを担保する。（4-1③、4-3②）

5. 代表取締役が、再任の基準に抵触し、または任期中に解任の基準（選定の基準に合致しないときは）に該当したときは、取締役会は、必要に応じて指名諮問委員会の勧告を得るなどして、代表取締役の変更について審議する。（4-3③）

（資本政策）

第22条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、投資に必要な資本を確保し、株主還元を行っていくことを基本方針とする。なお、当社は、株主還元に関する具体的な目標について、中期経営計画を当社WEBサイトに掲載することにより開示するほか、決算説明会を通じてステークホルダーに説明する。（1-3、5-2）

2. 当社は、増資等の資本構成に関する資本政策を採用する場合は、取締役会および監査等委員会などにおいて必要性および合理性の観点から十分な検討を行い、決定した事項については、株主に対して情報を速やかに開示して説明の機会を設けるなど、適正な手続きと十分な説明を行う。（1-6）

第4章 株主等ステークホルダーとの協働

(対話促進体制)

- 第23条 当社は、I R担当責任者を指名し、I R担当部門であるグループ事業企画部が中心となり各部と連携する体制とする。また、対話の充実のため、I R担当責任者が株主との面談に臨むことを原則とし、株主から社外取締役との面談の要請があるときは可能な限りこれに応じるものとする。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、対話の申入れに対しては積極的に対応するとともに、株主からの意見は、I R担当責任者を通じ取締役会で定期的に情報を共有する体制とする。(5、5-1、5-1①、5-1② i ii iv)
2. 当社は、株主構成の分析により株主情報の把握に努めるとともに、決算説明会の定期的な開催など、I R情報の発信を行う体制を構築する。なお、当社は、I R情報について、当社WEBサイトに掲載することにより開示する。(5-1②iii、5-1③)
3. 当社は、内部者取引管理規程に基づき、適切に情報を管理する体制とする。(5-1②v)

(株主の権利行使への担保)

- 第24条 当社は、すべての株主の実質的平等性を確保するため、株主が権利行使に資する情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、定款、株主名簿および株主総会議事録などの閲覧謄写請求等に対応するため、社内マニュアルを整備し、株主の円滑な権利行使を担保する。また、株主提案権の行使等について、株式取扱規則で権利の行使方法を定め、少数株主の権利行使を担保する。(1、1-1、1-1③)
2. 当社は、株主の権利行使に資するため、株主総会招集通知を株主総会の日の3週間前の日よりも早期に当社WEBサイトおよび東京証券取引所のWEBサイトに掲載することで開示し、法定の期日よりも3営業日前までに発送する。また、株主総会は株主との対話の場であるとの認識のもと、株主が出席しやすい日程として、適切な日を開催日に設定することを基本とする。(1-2、1-2②、1-2③)
3. 当社は、株主総会における議決権行使について、株主名簿上に記載または記録されている者が議決権を有するとの基本的な考え方のもと、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主については、株主としての出席、議決権の行使および質問は認めない方針とするが、株主総会の議事進行に支障が生じない範囲で傍聴人としての出席を認める。(1-2⑤)
4. 当社は、株主総会での株主の議決権行使結果について、グループ事業企画部を中心に会社提案に反対の理由および原因の分析を行い、I R担当責任者を通じて取締役会で情報を共有し、株主との対話に反映させる。(1-1①)
5. 当社は、コーポレートガバナンスに関する体制の構築について、毎年体制の見直しを行う。また、経営環境の変化に機動的に対応し、役員報酬、剰余金の配当および自己株式の取得に関する事項について、株主総会決議および定款の規定により取締役会に委任する。(1-1②)

(適切な情報開示と透明性の確保)

- 第25条 当社は、適時適切な情報開示は経営の重要課題であるとの認識のもと、法令および証券取引所規則に基づく財務的、社会的に重要な情報はもちろん、ステークホルダーとの対話、理解の促進に役立つ非財務情報についても、当社WEBサイトなどを通じて、わかりやすく開示するよう努める。(1、1-1、1-2①、3、3-1、3-1①)

2. 当社は、海外ステークホルダーのため、英文の株主総会招集通知の作成および議決権の電子行使プラットフォームを導入するほか、海外投資家等の状況を踏まえ、その他説明資料について必要な範囲で英文での提供を行う。(1、1-1、1-2④、3-1②)

(買収防衛策)

- 第26条 当社は、企業価値を向上させることが買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、中長期的な企業価値の向上に注力することを基本方針とし、買収防衛策は導入しない体制とする。なお、当社は、基本的な考え方について、株主総会招集通知を当社WEBサイトに掲載することにより開示する。(1-5)
2. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主の権利行使を尊重し、株主の判断に資するよう取締役会としての考え方を速やかに開示する。(1-5①)

(政策保有株式)

- 第27条 取締役会は、個別の保有銘柄について、評価損益、配当利回り、財務状況等、保有の経済合理性を検証するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否について検証する。なお、当社は、保有目的について有価証券報告書により開示する。(1-4)
2. 政策的に保有する株式の議決権行使については、保有目的に関係する部署以外の独立した部署が独自に議決権の行使を行う体制とし、必要に応じて議案の内容等について発行会社と対話を行い、議案ごとの判断基準を用いて行使(棄権を含む。)する。(1-4)
3. 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している者(以下「政策保有株主」という。)が取引の相手方であることを理由として、または、取引の相手方に当社の株式を継続して保有させることを目的として、経済合理性のない取引を行うなど、会社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。(1-4②)
4. 当社は、政策保有株主からその株式の売却等の意向が示された場合であっても、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げることはしない。(1-4①)

(社会・環境問題等)

- 第28条 当社は、事業活動を通じ、上水道、下水道をはじめ、水循環のあらゆる領域を担う私たちの技術を、時代に合わせて進化させながら、人々の幸せ、変わらない安心を支え続け、環境活動に積極的に取り組む。(2-3、2-3①、4-2②)

(多様性の確保)

- 第29条 当社は、従業員の多様性を確保することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するとの考え方を基本とし、様々な働き方を支援する仕組みを検討し導入していく。なお、当社は、中期経営計画において自主的かつ測定可能な目標を定め、その達成状況を開示する方法について検討を進める。(2-4、2-4①)